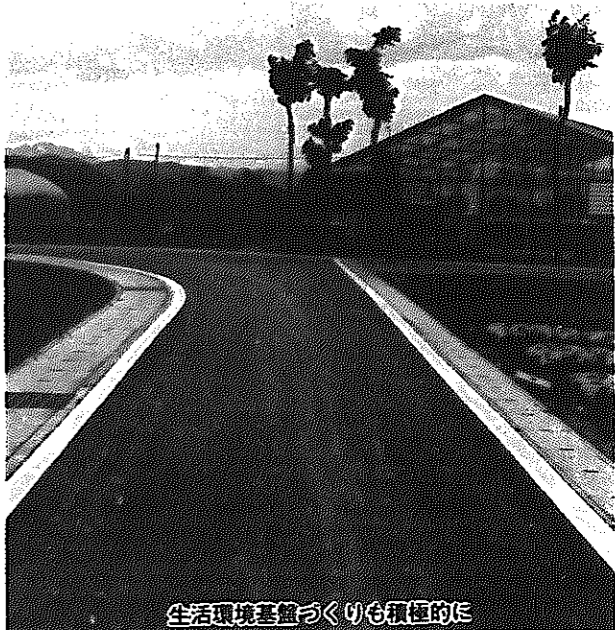
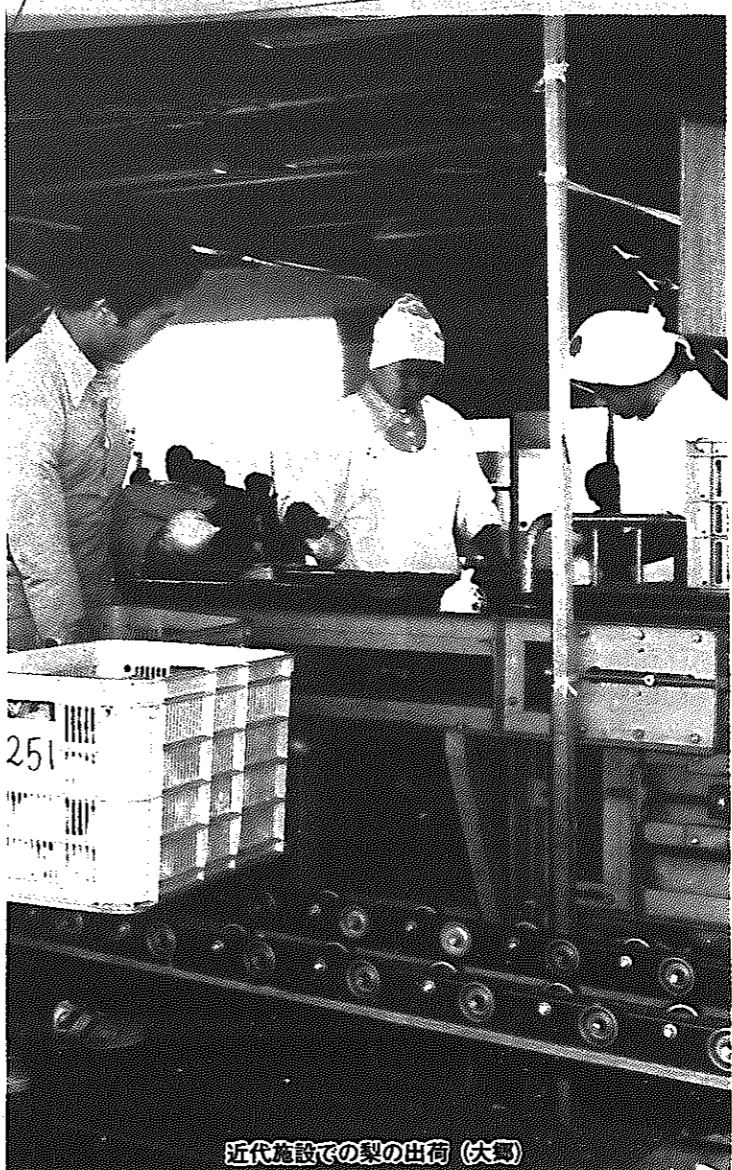




生産組織の育成も大きな課題



生活環境基盤づくりも積極的



近代施設での梨の出荷 (大野)



57年度の転作目標面積は717ha

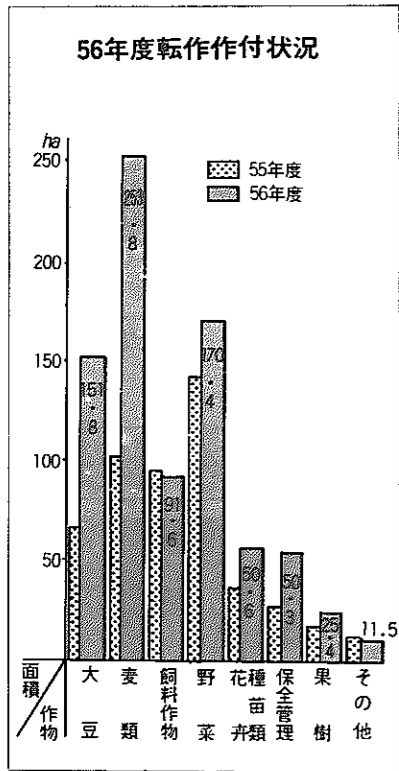
連担団地化率50%をめざす



転作説明会

市では二月二十二日から二十五日まで各地区で、五十七年度の水田再編対策の説明会を開き、転作目標面積を示すとともに、取り組み方針などを明らかにしました。本年度、市における転作達成率は一〇・五・三%と、二年続きの不作にもかかわらず、農家および農業関係機関の努力で、目標数値を上回ることができました。

しかしながら、この厳しい国の施策はまだ続きです。五十七年度、県から市へ配分された転作目標面積は、第二期期間中(五十



六年度(五十八年度)の目標面積七百二十六・八haから冷害などの緩和措置として九・八haを減じた七百十七haです。一方、限度数量は、二十八万六千六百二十ha(二億六千ha)が配分されています。

市ではこうした実情をとりえ、これまで以上に指導体制を充実させ、①計画転作、連担団地化の推進、②転作等作業請負組織の育成、③重点作物の普及奨励と土地利用の向上、④転作作物の発掘と新規導入、⑤生産基盤対策の推進、⑥集落ぐるみの取り組みと土地利用

農業近代化施設の整備計画

荷貯蔵施設、処理加工施設などの共同利用施設の整備のための計画です。この計画では、水田利用の再編に伴う農産物の生産および集荷体制の整備に配慮し、地域の主要作物の円滑かつ効率的な生産、集出荷が図れるよう定めることが大切です。

農村生活環境の整備計画

コミュニティ施設、公園緑地施設などの生活環境基盤および生活環境施設の整備のための計画です。この計画は、農村における定住条件を推進することを目標に、農業生産と生活環境の一体かつ、計画的な整備を図ることを目的として新たに設けられたものです。

新農業振興地域整備計画

このように新農業振興地域整備計画は、農振指定地域の総合的な振興および整備を図るための基本計画ですので、これに則して、国県市は各種の事業を総合的に実施することになります。

このため、おおむね三年間の実施プログラムを作成し、これを基本として各種事業の採択など、施策の計画的な実施を図ることとしています。

集落カードで意向を吸収

すでに基礎資料を作成するために動態調査や意向調査が実施されています。

動態調査では、地域の土地利用、人口・産業の動向、農業生産、農業経営、農産物の流通などの現況や見通しを探ります。

また、計画に農業者の意向を反映させるため「集落カード」をもちいています。集落カードは、営農および経営規模に対する意向、農業生産組織の現状と将来、農村生活改善活動などの現状と将来、各種事業の計画などの内容を、集落ごとに明らかにしてもらったものです。これらの調査結果をもとに、市全体での調整を図った上で、新農業振興地域整備計画の構想が描かれることとなります。

新農業振興地域整備計画は八十年代の農業と農村をひらくための指針となるものですが、この計画を具体化し、しかも今後とも厳しい環境の中で農業者が活路を見い出していくためには、環境変化を的確にとらえ、積極的に体質改善を図るなど、自らも経営努力を実践し、農業の持つ優れた特性を発揮することが望まれます。

の調整——を具体的な推進の方向として明示し、「集落ぐるみの集団転作」をめざし、助成措置などを積極的に講じていくことにしています。その主な施策として次の事項を考えています。

- 目標面積達成集落の奨励
- 転作団地化の促進
- 転作引受組織の育成
- 圃場整備事業の促進
- 麦・大豆の種子確保
- 転作作物の栽培展示圃の設置と調査研究
- 機械施設の導入に関する一部助成
- 水田利用再編地域対策協議会の活動強化
- 農家組合、集落転作対策委員会の活動強化
- 農家組合長等の研修
- 水田利用再編対策事業資金の利子補給
- 転作に対する啓蒙資料、技術対策資料の作成、配布
- 技術講習会の実施